

平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項(中間取りまとめ)に基づく報告について

当社は、平成24年1月27日付け、原子力安全・保安院からの「平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項(中間取りまとめ)について」の指示^(※)に基づき、東海第二発電所及び敦賀発電所における活断層間の連動性に関する検討結果をとりまとめ、本日、原子力安全・保安院に報告しました。

※【平成24年1月27日付 原子力安全・保安院からの指示内容(概要)】

下記の事項を踏まえた活断層の連動性について検討を実施し、平成24年2月29日までに検討結果を報告すること。なお、追加調査が必要な場合は、調査に係る実施計画を策定し、検討結果の報告と併せて提出すること。

1. 内陸地殻内の活断層の連動性の検討において、活断層間の離隔距離が約5キロメートルを超える活断層等その連動性を否定していたものに関し、地形及び地質構造の形成過程(テクトニクス)、応力の状況等を考慮して、連動の可能性について検討すること。
2. 1. の検討に当たって、活断層の連動を否定する場合は、過去に当該地域において発生した最大規模の地震から推定される断層の長さを主な根拠としないこと。

添付資料-1:【東海第二発電所】平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項(中間取りまとめ)に基づく報告について(概要)

添付資料-2:【敦賀発電所】平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項(中間取りまとめ)に基づく報告について(概要)

以上

問合せ先: 日本原子力発電株式会社
広報室 荻野・浦上
TEL: 03-6371-7300

【活断層の連動性評価に関する指示】

活断層同士の離隔距離だけで連動を否定していたものについて、地形や地質の成り立ち、地盤に働く力の状況などを考慮して、改めて検討を行う旨の指示

*「平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項(中間取りまとめ)について(指示)」、平成24年1月27日、原子力安全・保安院

1. これまでの評価(図-1)

耐震バックチェックの審議及び東北地方太平洋沖地震以降に実施したこれまでの活断層に関する検討では、棚倉破砕帯西縁断層、F3~F4断層について、各々連動を考慮。

2. 今回の検討結果

(1) 棚倉破砕帯西縁断層と棚倉破砕帯東縁断層の連動について

念のため敷地への影響を検討した棚倉破砕帯西縁断層と棚倉破砕帯東縁断層については、断層の向きが同様で、地下深部に向かって近づく関係であることから、両断層の連動の可能性は否定できないと評価した。

(2) F1断層と北方陸域の断層の連動について

F1断層の北方の陸域に分布する断層は、向きもずれの方向もF1断層と同様であることから、一連の地質構造である可能性がある。

また、F1断層と北方の陸域の断層が連動する可能性は否定できないが、昨年4月11日に発生した地震では、北方の一部の地域で地表に断層が出現するなど、この地域については既にひずみが解放されていると考えられ、全ての範囲で連動を考慮する必要がないと考えられる。

このため、当社では文献で示されている活断層の付近で、これまで地質調査を実施していない範囲を対象に地質調査を実施し、連動を考慮する範囲について検討を実施する。

3. 今後の対応

連動の可能性に関する調査・検討については、平成24年3月の報告を目的に実施する。



